

・承認された治療法の情報公開文書

実施内容	高濃度注射用カリウム製剤の投与
承認者	国家公務員共済組合連合会 名城病院 病院長 濱島 英司
対象患者	低カリウム血症による有害事象を来している、または有害事象発生のリスクが高い患者
承認日	2026年5月8日
実施期間	承認後から永続的に使用
目的・概要	低カリウム血症に対する治療は通常内服薬で行いますが、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。その際添付文書において、注射用カリウム製剤は40mEq/L以下に希釈してまた20mEq/hを越えない速度で、使用することとされています。しかし血清カリウム値が非常に低値で重篤な症状を来している場合や透析で血清カリウム値が下がり過ぎる場合、より急速な補正を必要とします。米国では、中心静脈投与において、より高濃度、速い速度での使用が認められています。当院では必要な監視体制を整備した集中治療室や透析室において、注射用カリウム製剤を添付文書で定められた投与方法を越えて使用します。これによって適正に血清カリウム値を補正あるいは維持できるため、低カリウム血症の症状を改善、あるいは出現しない様予防する効果が期待されます。
予想される不利益と対策	カリウム補充により予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、心機能異常や重篤な不整脈を来す恐れがあるため、心電図モニターを監視して波形の変化に注意しています。また通常より頻回に採血検査をおこなうなどし、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。